



令和4年7月12日
国土交通省
水管理・国土保全局
下水道部

「下水道法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、下水道法施行令について所要の規定の整備を行う「下水道法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 概要

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）について、公共下水道及び流域下水道の事業計画の変更のうち、国土交通大臣等の協議等を要しない軽微な変更（主要な管渠や処理施設等の配置・処理能力等の変更に伴うものを除く。）を追加する改正等を行います。

2. スケジュール

公布日：令和4年7月15日（金）

施行日：令和4年8月20日（土）

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 大上
下水道企画課 福澤

連絡先 5253-8111（内線34114）
5253-8427（夜間直通）